

令和 7 年 5 月
厚生労働省

オンライン資格確認が未導入の訪問看護ステーションへの対応について

本封書は、令和 7 年 3 月 24 日時点で、オンライン資格確認の導入が完了していない訪問看護ステーションに送付しております。既に導入が完了している場合や、やむを得ない事情に該当する場合には、ご容赦ください。

訪問看護ステーションについては、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成 12 年厚生省令第 80 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年 12 月から、オンライン資格確認を導入することが原則義務化となっているところです。

今般お示しするオンライン資格確認が未導入の訪問看護ステーションへの対応について、十分ご了知のうえ、オンライン資格確認の速やかな導入を行うようお願いいたします。

記

令和 6 年 12 月 2 日より、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行している。また、令和 7 年 12 月 2 日以降は原則として、利用者が保有するマイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードをいう。以下同じ。）又は資格確認書のいずれかにより資格確認を行うこととなる。

こうした中、訪問看護ステーションにおいてオンライン資格確認を導入していない場合には、マイナ保険証のみを持参した利用者に対して、追加的に被保険者番号等を確認する必要があるなど、利用者側、訪問看護ステーション側双方に負担が生じることとなるため、まだ導入が完了していない場合には、やむを得ない事情に該当する場合を除き、速やかにオンライン資格確認を導入されたい。

今後も、やむを得ない事情に該当する場合を除き、オンライン資格確認が未導入の場合には、地方厚生（支）局長による集団指導の対象に移行する可能性がある旨申し添える。

【お問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

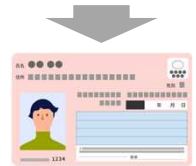
電話：03-3595-2174

E-mail: suisin@hlw.go.jp

オンライン資格確認(居宅同意取得型)の導入を行ってください

✓ オンライン資格確認の導入について

- 令和6年12月2日より、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。
- また、**令和7年12月2日以降**は原則として、**利用者が保有するマイナ保険証か資格確認書のいずれかにより資格確認を行うこととなります。**
- オンライン資格確認を導入していない場合、マイナ保険証のみをお持ちの利用者に対して追加で被保険者番号等を確認する必要があるなど、**利用者側、訪問看護ステーション側双方に負担が生じることとなるため、まだ導入が完了していない場合はオンライン資格確認の導入を行ってください。**



資格確認端末の環境設定情報更新画面で(訪問診療等機能)を「利用する」に設定、ポータルサイト上でも運用開始日の入力が必要です。

✓ 導入していない場合の今後の対応について

- 訪問看護ステーションにおいて、**令和6年12月2日よりオンライン資格確認(居宅同意取得型)の導入が原則義務化となっております。**
- 今後も未導入かつ経過措置の適用を受けていない場合には、地方厚生(支)局長による集団指導の対象となる可能性があります。

✓ 導入の経過措置対象となる「やむを得ない事情」について

- 下記のやむを得ない事情がある訪問看護ステーションについては、「医療機関等向け総合ポータルサイト」から経過措置の届出を行うことで、期限付きの経過措置の適用を受けることができます。
医療保険分のレセプト請求がない施設は、その旨記載した猶予届を提出いただければ経過措置の適用を受けることができます。

やむを得ない事情	経過措置の適用期限
令和6年10月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の場合(システム整備中) システム整備中の届出には、システムベンダーとの契約日や契約者双方を確認できる契約書・注文書等の添付が必要となります。	システム整備が完了する日まで (遅くとも令和7年6月末まで)
オンライン請求又はオンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されていない場合(ネットワーク環境事情)	オンライン請求又はオンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されてから6ヶ月後まで
改築工事の場合	改築工事が完了するまで
廃止・休止に関する計画を定めている場合	廃止・休止まで (遅くとも令和7年6月末まで)
その他特に困難な事情がある場合 常勤の看護職員その他の従業員の年齢が、平成30年3月31日においていずれも65歳以上(令和6年3月31日現在において、いずれも71歳以上)である場合【介護保険におけるオンライン請求の経過措置と同じ】 上記の事情と同視できるか個別判断	特に困難な事情が解消されるまで

